

累犯高齢者はなぜ増え続けているのか

—再犯防止には何が必要なのか—

魚 谷 瑞 紀

目次

はじめに

1. 高齢者犯罪の現状
 1. 1 高齢者犯罪の実態とその傾向
 1. 1. 1 高齢刑法犯
 1. 1. 2 高齢者による犯罪の傾向
 1. 2 高齢犯罪者が増加する要因とは
 1. 2. 1 母数の増加
 1. 2. 2 社会的要因
 1. 2. 3 身体的要因
2. なぜ高齢者は累犯に至るのか
 2. 1 刑務所の実態
 2. 1. 1 刑務所とは
 2. 1. 2 高齢受刑者
 2. 2 なぜ「累犯高齢者」となるのか
 2. 2. 1 刑務所に行くことのない高齢者
 2. 2. 2 刑務所に戻ってしまう高齢者
3. 罪を犯した人を福祉に繋げるためには
 3. 1 出口における支援
 3. 1. 1 更生保護施設、自立準備ホーム
 3. 1. 2 地域生活定着支援センター
 3. 2 入口における支援
4. 再犯防止には何が必要か
 4. 1 高齢者を犯罪者にさせないために
 4. 1. 1 個人に対する眼差し
 4. 1. 2 社会政策に対する眼差し
 4. 1. 3 社会構造に対する眼差し

おわりに

参考・引用文献

図表

はじめに

「高齢者」「犯罪」と聞いて、まず何を思い浮かべるだろうか。

昨今も頻繁に報道が続く「振り込め詐欺（母さん助けて詐欺）」や、介護疲れから介護者に当たる配偶者や子供が被介護者である高齢者を殺してしまう「介護殺人」をはじめとした、高齢者が被害者となるケースが先んじて思い浮かぶのではないだろうか。しかし、そのような高齢者が被害者となる犯罪の増加はもちろん、それと共に高齢者自身が加害者、犯罪者となる事件も増加しているのである。

私は、大学生活を通して福祉、特に高齢者に関する福祉の問題・課題に関心をもって学んできた。そのなかで昨年度に履修した講義において、生活の困窮から無銭飲食などの罪を犯し逮捕され、その後刑期を終え刑務所から出所することが出来たとしても、住居も仕事もないためにその後の生活が立ち行かず、再び比較的軽微な犯罪を行い、刑務所へと逆戻りしてしまう高齢者が少なからず存在しているということを知った。

「高齢化」という言葉が叫ばれて久しいが、その世界に類を見ない速度で進む我が国の高齢者人口の増加と共に、むしろその増加率を上回る勢いで高齢者による犯罪、高齢受刑者は増大してきている。福祉による対策も行われてはいるが、その支援は充分に行き渡ることはなく、そのまま罪を繰り返す、「累犯」という負の連鎖が続き、最終的に刑務所が「終の棲家」になってしまう場合も多いというのである。では一体、そのような犯罪の連鎖はどうやって断ち切ったらいいのだろうか。そこに福祉・ソーシャルワークはどのように介入していくことができるのだろうかということについても考えていきたい。

本論文の構成としては、犯罪者の状況を考察するにあたって焦点を当てるべき3つの段階（吉中 2008:179）を受けて、まず第1章を「高齢者の犯罪はなぜ増えているのか」と題し、1つ目の段階「犯罪が司法に認知される」、つまり入口の問題としての検挙人員としての、高齢者による犯罪の実状を概観し、その上で高齢者が罪を犯す原因について考える。第2章では、「刑務所について」と題し、2つ目の段階、「行為者が起訴され、裁判を経て刑事施設に収容される」、つまり受刑者として、一般に罪を犯した人々が収容されることとなる刑務所についての現状やそこにおける処遇、累犯の問題についても述べる。また、第3章では「罪を犯した人を福祉につなげるためには」と題し、3つ目の段階である「刑事施設から社会へ復帰する」、刑期を終え社会に戻ることとなったうえで罪を犯した人々を支援する団体等の罪を犯した人々に対する支援や、福祉につなげる取り組みについて取り上げる。最後に第4章では、「再犯防止には何が必要か」と題し、これまでの各取り組みやそのことに関する考察を受けて、「高齢者犯罪における負の連鎖を断ち切るには」という本論文の問いの答えを求めていくものとする。

1. 高齢者犯罪の現状

1. 1 高齢者犯罪の実態とその傾向

1. 1. 1 一般刑法犯

法務省が発表した、『平成25年版犯罪白書』¹によると、刑法犯の検挙人員は平成10（1998）年に100万人を超えた後、翌11（1999）年から毎年戦後最多を記録し、平成16（2004）年にピークを迎えてから減少に転じ、平成24（2012）年は93万9826人であった。そのなかで、検挙者を年齢別に分けた「一般刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移」²【表1-1】を見ると、検挙人員の減少と同じく、20歳代から50歳代までの各年代の検挙者数においても軒並み減少している。しかしそれに反して、65歳以上の高齢者の検挙者数だけは増加の一途をたどる。60歳以上の検挙者の構成比は、平成3（1993）年には5.7%（1万6892人）であったのが、平成24（2012）年には23.8%（6万8299人）と、約20年で4倍以上に膨れ上がっているのである。特に65歳以上の高齢者は全体の16.9%（4万8559人）を占める。

1. 1. 2 高齢者犯罪の傾向

一般刑法犯全体と比べて、高齢者の検挙数は増加している。その犯罪の内訳としては、粗暴犯である傷害及び暴行が著しく増加しており、重大事犯である殺人及び強盗も増加傾向にある。しかし、最も特徴的なのは窃盗、特に万引きでの検挙が半数以上の59%を占めるということである。さらに女性高齢者だけでは万引きが81.7%、窃盗だけで約9割という高い割合を占める。【表1-2】

平成25（2013）年7月7日に警視庁が発表した、平成24年度の「都内の万引き摘発者数 少年と高齢者の割合比較」において、19歳以下の若者の摘発者数に対して65歳以上の高齢者の摘発者数が、調査を開始した昭和64（1989）年以降、初めて上回る結果となった。

都内のみならず、全国的に見ても若者をはじめとした他年代に比べ、高齢者による万引き件数は増加している。警察庁の『平成24年の犯罪情勢』³によると、14歳から65歳以上までを含めた万引きの認知件数、検挙件数及び検挙人員は、平成15（2003）年以降初めて10万人を下回っており、なかでも、14～19歳の未成年者による万引きの検挙人員は19673人と、前年から6332人（24.3%）の減少が見られている。他年代に関しても、40～49歳で124人（1.3%）の増加が見られる以外はすべての年代で減少傾向にある。それに対して、65歳以上の高齢者による万引きの検挙人員は

¹ 法務省「平成25年版 犯罪白書」

http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00070.html

² 法務省「平成25年版 犯罪白書」

³ 警察庁「平成24年の犯罪情勢」

<http://www.npa.go.jp/toukei/seianki/h24hanzaizyousei.pdf>

28673人と、前年に比べ607人（2.2%）増となっている。したがって全国的に見ても、未成年者や他年代よりも65歳以上の高齢者が検挙される人数が多く増加率も高いという傾向がある。また、先日、平成25（2013）年11月11日に発表された、警察庁による、2013年1月から11月の刑法犯認知件数（暫定値）の調査⁴においても、刑法犯数全体は、過去最多だった平成14（2002）年の約285万件から11年連続で減少する一方で、万引きの認知件数は平成16（2004）年度にピークの約15万8千件を記録して以来、14～15万件前後を推移して高止まりし、相対的に刑法犯全体に占める割合が9.6%と約1割まで上昇している。とりわけ、年齢別では65歳以上の高齢者の犯罪だけが増え続け、高水準で推移していることが明らかになった。つまり、従来までのいわば犯罪の主要な担い手であった少年や青年世代による犯罪、特に「少年犯罪・非行の代表格」であった万引きも今や、「高齢者犯罪の代表格」という状況にあるといっても過言ではないという現実がある。

1. 2 高齢者が罪を犯す要因とは

1. 2. 1 母数の増加

では、高齢者による犯罪は何故、増えているのだろうか。

高齢犯罪者が増えている背景には、まず、日本における少子高齢化の進行、高齢者の絶対数の増加がもちろん一因としてあるだろう。平成25（2013）年9月15日に発表された、総務省統計局による、『統計からみた我が国の高齢者（65歳以上）—「敬老の日」にちなんで』⁵によると、今年はいわゆる「団塊の世代」⁶の、昭和23（1948）年生まれが新たに65歳に達し、前年に比べ112万人、0.9ポイント増となったことにより、65歳以上の高齢者人口は過去最高の3186万人、総人口に占める割合（高齢化率）は25.0%となった。つまり、今現在、日本の人口の実に4人に1人は高齢者という状況にある。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、今後も総人口が減少する中で高齢化率は上昇し続けることが予想されている。したがって、少子化によって若者による犯罪が減少し、高齢化によって高齢者の犯罪が増えることは必然なのかもしれない。しかし、はたしてそのことだけが高齢者犯罪の増加の原因なのであろうか。

実は、その高齢者人口の増加率を上回る勢いで高齢者による犯罪は増大している。検挙人員を人口比の推移で見ると、高齢者の一般刑法犯検挙人員の人口比は他の年齢層より相対的に低い。しかし、最近20年における人口比の伸び率を見ると、他年代はほぼ1倍代での上昇の一方、高齢者は上昇が著しく約3倍となっている。つまり、高齢犯罪者は高齢者人口増加をはるかに上回るスピードで増加しているのである。では、一体何故そのような万引きをはじめとした罪を犯す高齢者は増え続けているのだろうか。

その背景には、大きく2つの要因があるといわれている。ひとつは経済的な困窮や社会

⁴ 『万引き3割超高齢者、1～11月、「防止策の検討必要」。』日本経済新聞（2013.12.12 夕刊15ページ）

⁵ 総務省統計局「統計からみた我が国の高齢者（65歳以上）—「敬老の日」にちなんで—」<http://www.stat.go.jp/data/topics/topi720.htm>

⁶ 昭和22（1947）年～24（1949）年の第一次ベビーブーム期に出生した世代

的孤立による「社会的要因」、もうひとつは認知症などをはじめとした「身体的要因」である。

1. 2. 2 社会的要因

高齢者が罪を犯す1つ目の要因である「社会的要因」とは、主に経済的困窮や社会的孤立が問題となって引き起こされる。警察庁の調査⁷によると、平成24（2012）年において万引きした品の平均額は、少年が5800円、成人（20～64歳）が1万4300円、高齢者は2600円と、高齢者の場合は安価な日用品、100円程度のおにぎりやパン1つを万引きするケースも目立ち、67.8%が食料品だったという。高齢者の所得を考えた場合、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯の約7割が公的年金・恩給の総所得に占める割合が80%以上となっている。また、生活保護受給者の推移をみると、平成23（2011）年における65歳以上の生活保護受給者は78万人で、前年より増加し、また、高齢者人口に占める65歳以上の生活保護受給者の割合は2.63%と、全人口に占める生活保護受給者の割合の1.58%よりも高くなっている。このように高齢者の主な収入源は公的年金または生活保護の受給ということになる。したがって生活に直結する食料品の万引き率が7割を超えるというように、高齢になることで生活の基盤が壊れる人が増え、生活の困窮と将来の不安とともに少しでもお金を浮かせるため万引きをするケースが多いという。もちろん、なかにはそもそも公的年金や生活保護の受給にもつながっていない人も多い。

しかし、理由は単にお金がないという経済的な困窮だけではとどまらない。上記での万引きの動機のうち、「経済的困窮」は13%にとどまっているというのである。では、お金を持っているにもかかわらず、なぜ犯行に及ぶ人がいるのだろうか。警視庁の調査によると、高齢者の万引き犯の3割以上が一人暮らしだったことが判明し、警察の調べなどに「生きがいがいない」「相談相手がない」などと孤独・社会的孤立を訴える人も多いというのである。実際に、高齢者の世帯についてみると⁸、単身又は夫婦のみの世帯は平成23（2011）年には合わせて半数を超えた54.0%となっている。特に、一人暮らしの高齢者の増加は男女ともに顕著であり、昭和55年には高齢者人口に占める割合が男性4.3%（約19万人）、女性11.2%（約69万人）であったが、平成22（2010）年にはその割合が男性11.1%（約139万人）、女性20.3%（約341万人）と大幅に増加している。なかでも、高齢者の会話の頻度（電話やEメールを含む）を見てみると、一人暮らし世帯については、「2～3日に1回」以下の者も多く、男性の単身世帯で28.8%、女性の単身世帯で22.0%を占める。したがって、独居で誰とも関わることがなく、また生きがいもなく日々を過ごす中で、自分の社会的役割や価値を失ってしまい、寂寞の思いが積もり積もった後、誰かに気が付いてほしい、誰かに構ってほしいという思いを抱くなどして、歯止めがかかるとなく、ふと出来心で犯行に至ってしまう高齢者が少なからずいるというのである。

⁷ 警察庁「平成24年の犯罪情勢」

⁸ 内閣府「平成25年版 高齢社会白書」

http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2013/zenbun/25pdf_index.html

1. 2. 3 「身体的要因」

また、高齢者が犯罪に至る原因として、「身体的要因」といった問題も忘れてはならない。これには、主に知的障害や認知症といった身体状況があたる。罪を犯した人が刑務所に入るにあたって、知能指数を測る検査が行われる。知的障害について法令上の一般的な定義はないが、ひとつの客観的な指標として、障害の程度として知能指数（IQ）が75未満のものといった定義がなされることがある。それに照らし合わせて平成24（2012）年度の新受刑者の能力検査値を見てみると⁹、総数24780人中、知能指数が79以下の者は10623人、またテスト不能な者も839人存在する。つまり新たに刑に服すこととなった人のうち、半数に迫る割合は知的障害と認定される可能性がある状態にあるのである。したがって、善悪の境目が理解できなくなっている、自分がやっていることの認知ができていないことも考えられる。もちろん、知的障害や認知症を持つ人全てが犯罪を起しやすいわけではない。しかし、犯罪を起し捕まり取り調べを行う過程で初めて知的障害や認知症であることがわかることもあるというように、それまで50年以上も福祉とつながる機会や療育手帳を持つことなく生きてきたり、たとえ何とか福祉とつながっていて経済的な支援はできていても、自分自身ではお金のやりくりが上手くできないままお金が底をついて万引きに至るなど、届くべき人に福祉の手が届いていない、届いていても不十分といった原因がある。

つまり、社会的問題も身体的問題においても、単に個人の生得的問題ではない社会的な問題の抱えるところが大きいのである。では、そのようなさまざまな背景を抱えつつも罪を犯してしまった人はその後どうなるのか。次の章から考えていく。

2. なぜ高齢者は累犯に至るのか

2. 1 刑務所の実態

2. 1. 1 刑務所とは

「刑務所は時代を映す鏡」であり、「塀の中から日本が見える」（外山 2009:）という。では、社会情勢が反映される刑務所内は今、どうなっているのであろうか。

日本に刑事施設は、刑務所が62ヶ所、少年刑務所7ヶ所、拘置所8ヶ所、刑務支所8ヶ所、拘置支所103ヶ所の188ヶ所存在する（2011年4月現在）¹⁰。平成24（2012）年の年末収容人員¹¹は6万7008人、入所受刑者数は2万4780人、収容率は73.9%である。原則、受刑者は処遇指標¹²によって性別、国籍、年齢、犯罪の質と執行刑期、犯罪傾向の進み具合（頻度）によって分類したうえで、それまで暮らしていた地域とは無関係に収容される。処遇指標には、高齢者や障害者に関する区分は存在しない。

⁹ 法務省 「矯正統計統計表」（2012年）

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001112208>

¹⁰ 法務省矯正局 「日本の刑事施設」 <http://www.moj.go.jp/content/000079580.pdf>

¹¹ 各年12月31日現在の収容人員

¹² 矯正処遇の種類及び受刑者の属性や犯罪傾向を示す指標のこと。

また、受刑者の処遇に関しては、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（被収容者処遇法）」によって定められている。それまで約100年続いた「旧監獄法」の廃止後、平成19（2007）年に改正されたこの法では、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを、受刑者処遇の基本理念とした上で処遇の個別化の原則を採るとしている。また、従来の刑務作業中心から「作業」「改善指導」および「教科指導」からなる「矯正処遇」という概念を新たに導入し、矯正教育重視への転換や、受刑者に罪種別更生プログラムの受講が義務づけられるようになった。

しかしながら、法改正による大型の刑務所、PFI¹³刑務所の建設などによって、過剰拘禁の状態に置かれている刑務所は減ったものの、刑務官のマンパワー不足の問題の解消にはいたっておらず、また未だ高齢者やそのなかの障害者数の把握や知識・理解が十分でないことをはじめ、高齢者・障害者に対する個人的なケア・プログラムまで手が及ばない、物理的に無理だという状況にあり、対応が立ち遅れているといった実状がある。

2. 1. 2 高齢受刑者

そのなかで、高齢者の入所受刑者人員の推移（最近20年間）を入所度数別¹⁴に見ると、その人員はほぼ一貫して増加し、20年前と比べると約5.6倍に激増している。平成24（2012）年の高齢入所受刑者人員2192人の中では、初入者は584人、2～5度の者は734人、6度以上のもは874人となっている。入所受刑者総数に占める高齢者の比率もほぼ一貫して上昇し、8.8%に達している。入所受刑者全体と比べて再入者¹⁵の割合が高いが、初入者¹⁶も著しく増加している。このように、刑務所内においても、確実に高齢化が起こっている。そのなかでも、やはり高齢者犯罪者において特に問題となるのは、その再犯率であろう。入所受刑者全体と比べても、高齢再入者の割合は高い。では、なぜ高齢者は罪を繰り返し、再び刑務所に戻ってきってしまうのであろうか。

2. 2 なぜ「累犯高齢者」となるのか

2. 2. 1 刑務所に行くことのない高齢者

犯罪を起こしたとしても検察官が訴追不必要と考えた場合、特に万引きなどの比較的軽微とされる罪を初めて犯した場合、ほとんどの人が刑務所に行くわけではない。実は、刑務所に行く人々は検挙された人のうち、2.27%程度なのである。つまり、その他の約97%の人々は刑務所に行くことなく、不起訴や執行猶予、罰金刑等で地域に残ることとなる。訴追を考える際には年齢も考慮にいられるため、実際に高齢の初犯者においては、一般刑法犯全体の65歳未満の年齢層よりも起訴猶予率が高く、窃盗において特にその差は大きい。つまり、高齢犯罪者は他年代に比べても、刑務所へ送られる率は低いのである。そのような人々は、支援を受けることもなく元の生活に戻る事となる。そして、再び生活に困窮し罪を繰り返し、再犯や執行猶予中の犯罪ということで実刑として刑務所に収容

¹³ PFI (Private Finance Initiative) 方式の刑務所。詳細は4章1節2項注にて後述する。

¹⁴ 法務省 「矯正統計統計表」(2012年)

¹⁵ 受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者

¹⁶ 受刑のため刑事施設に入所するのが初めての者

されるということに至る。犯罪に至り、その存在が認知されていたとしても福祉につながるもののなかった人が存在するのである。そして結果的に、刑務所内に多くの高齢者が存在することとなっている。しかしながら、今やっと、この刑務所に至る前、罪を犯しその入口へたどり着きかけた人々に対する支援の手が徐々に届き始めている。くわしくは3章2節で紹介する。

2. 2. 1 刑務所に戻る高齢者

平成15年及び20年の出所受刑者について、出所年を含む5年間又は10年間における累積再入率¹⁷を比較すると、仮釈放者に比べ満期釈放者の再入率は相当高い。平成15年の出所受刑者について見ると、10年以内の累積再入率は仮釈放者では4割であるが、満期釈放者では6割となり、そのうち5年以内に再入所した者は、それぞれ10年以内に再入所した者の82.5%、89.4%を占めている。特に窃盗及び覚せい剤取締法違反の再入率は6割弱となっている。しかし、若年層に比べると覚せい剤取締法違反は低い値であるため、やはり窃盗での再入が多くを占めている。そこで仮釈放率を見てみると、高齢者の仮釈放率（平成23年は31.3%）は増加傾向にはあるが、出所受刑者全体の仮釈放率（同51.2%）と比べて常に低い数値である。仮釈放には身元の引受人がいること、居住予定地があることなどの必要があるため、高齢者では親族の拒否や引受人がいない、釈放後の帰住先が確保できない者が多いことなどによって仮釈放ができず満期での出所が多いのである。お金も頼る人も帰る場所や住む場所も働き口もないまま塀の外に放り出された高齢者はそのままホームレス状態になり、孤立し生活に困窮して、また微罪を繰り返す。そうして、屋根があり部屋が有り1日3食の食事が給付され、医療等も受けることのできる刑務所に戻ってくる。はじめは微罪による数ヶ月の刑期でも罪を犯すごとに刑は重くなり、社会とのつながりも絶たれていく。その後、刑務所内で亡くなる、刑務所が終の棲家となる人も後を絶たない。平成24年、刑務所での65歳以上の死亡者は130人を超える。刑が決まった以上、来るものを拒めないのが刑務所の宿命である。刑務所は社会の中で唯一、収容を拒否したりたらい回しをしたり途中で追い出したりできない施設として、福祉施設や社会が手を差し伸べることのなかった居場所を失った人々が最後に行き着く場、最後のセーフティネットとなっている状態にある。

1章でも述べたように、彼らは、福祉の支援さえあれば刑務所に行く必要のなかった、また再び戻ってくることのなかった人がほとんどである。したがって、本来必要なのは、刑・司法で裁くということよりも生活支援・福祉につなげ、生活を立ち行かせるということなのではないだろうか。

¹⁷ 各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率

3. 罪を犯した高齢者を福祉につなげるには

3. 1 出口における支援

3. 1. 1 更生保護施設、自立準備ホーム

もちろん、これまでも罪を犯した人たちに対する支援は行われていた。刑務所を出所した人に対する「出口支援」である。その主軸となるのは、「更生保護施設」や「自立準備ホーム」といった施設である。

更生保護施設とは、矯正施設からの釈放者や執行猶予中の人などのうち、身寄りや生活環境に恵まれない、または本人に社会生活上の問題がある、公的機関の援助が受けられないなどの理由で、直ちに自立更生ができない人たちを一定期間保護し、生活指導や職業訓練などを行うことで円滑な社会復帰を助け再犯を防止するという役割を担っている。¹⁸ 平成25（2013）年4月1日現在、全国に104の施設があり、内訳は男子施設90、女子施設7及び男女施設7であり、収容定員の総計は2340人である。すべて民間団体である更生保護法人や社会福祉法人、NPO法人、社団法人によって運営されている。国の機関である保護観察所から委託されて入所することになり、刑務所を出所したうちの6分の1程の人が更生保護施設で保護を受けており、平成24（2012）年に新たに委託を開始した人員は6896人となっている。¹⁹ 更生保護施設では、一定期間の食事や宿泊場所の提供をはじめ、自立に向けた指導や援助、地域の医療・福祉・教育機関などと連携して社会生活技能訓練や酒害・薬害教育プログラムなど、入所者の問題特性に応じた専門的な学習・教育プログラムを行なっている。元来は、犯罪非行をした人たちの社会的経済的な自立を支援することを主な目的としたが、近年はやはり高齢や障害などでその後の生活の自立が困難な人々の増加を受けて、更生保護施設でも、認知行動療法をはじめとした欧米で研究・開発された教育プログラムを導入する、あるいは社会福祉士などの福祉職員を採用するなど、処遇の専門施設として、指定の施設において特に自立が困難な者を受け入れ、円滑に福祉などへつなぐための取り組みも実施するなどの変化を遂げてきている。

また、「自立準備ホーム」は、増え続ける累犯者の問題が更生保護施設だけでは補うことができないとして、平成23（2011）年5月に法務省が設定した仕組みである。「緊急的住居確保・自立支援対策」に基づいて、「保護観察に付されている者及び更生緊急保護の対象となる者（「保護観察対象者等）であって適当な住居の確保が困難な者について、更生保護施設以外の宿泊場所に宿泊させて行う措置を委託する」としたのである。あらかじめNPO法人などが保護観察所に自立準備ホームとして登録し、受託する形で運営している。また自立準備ホームは「応急の救護等及び更生緊急保護」の為の施設としても利用できるとした。検事拘留された後、帰る場所の無いホームレスの人がその対象になる。2011年5月末時点で、登録団体（23の都道府県）にあり、計36団体となった。各

¹⁸ 法務省「更生保護施設とは」

http://www.moj.go.jp/hogol/kouseihogoshinkou/hogo_hogo10-01.html

¹⁹ 法務省「平成25年版 犯罪白書」

http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00070.html

法人はそれぞれの施設形態などの特徴を生かして自立準備ホームを運営している。一時的に住居を提供し、いずれの場合も自立準備ホームの職員が毎日、生活指導や集団でのミーティング・カウンセリングを行うことで自立を促す支援をしている。利用料は食費光熱費込で月6万円ほどであり、仕事のない人は生活保護によって支払う。国からの委託費もあるが、足りないのが実情であり、支援団体の代表者等が自己負担する場合も多いという。

これらの問題点としては、高齢犯罪者は就労の可能性が低く、また疾病や障害といった健康状態などにより、就労による経済的自立を自立更生とする更生保護施設が受け入れには消極的にならざるを得ないということがある。また、更生保護施設も自立準備ホームも、保護観察所が個人ごとに決定するが、平均して2～3ヶ月しかいられない。その期間のなかで、生活保護など諸手続き等を行う必要がある。その後続ける難しさが非常に大きい。

3. 1. 2 地域生活定着支援センター

また、高齢者や障害者の増加という実態を受けて、厚生労働省は、保護観察所と協働・連携して進める「地域生活定着支援センター」を各都道府県に設置した。²⁰これは、平成21（2009）年度に、高齢または障害を有するために、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、施設入所中から支援に入り、退所後ただちに障害者手帳の発給や社会福祉施設への入所などの福祉サービス等につなげるための準備、また社会復帰の支援を推進することを目的につくられたものである。平成23（2011）年度末に、すべての都道府県への設置が完了した。また、平成24（2012）年度からは矯正施設退所後のフォローアップ、相談支援まで支援を拡大・拡充し、入所中から退所後まで一貫した相談支援を行う「地域生活定着促進事業」を実施している。課題としては、他の犯罪及び更生における管轄は法務省であるにも関わらず、地域定着支援センター管轄は厚生労働省でありきちんとした連携ができているのかということがひとつ、また特に問題となるのは都道府県差が生まれやすいということである。北海道には2ヶ所設置してあるものの他の都道府県では1ヶ所しか設置されておらず、その人口比にあっていないということや、国からの支援金も全国一律となっており、各自治体での上乗せも行われぬ。したがって支援者が多くなる都市部での支援は特にうまく行きとどかせることが難しくなるという現状がある。

これまで3章1節で挙げてきた他にも、その他の活動で出所者に住む場所や食事を提供し自立を支えるための民間によるボランティア団体なども多数存在している。それぞれ問題を抱え、全てにおいて補えているわけではないが、出口での支援は現状ではなんとか回っていると見える状態にある。

しかし、矯正施設からの出所後に行う出口支援において問題となるのは、支援対象者はすでに引き受け手がない人々やそれまで暮らしてきた地域を失っている人が多いということである。受刑によって地域から剥がされ、家族の縁や人とのつながりも薄くなる。した

²⁰ 厚生労働省「矯正施設退所者の地域生活定着支援」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kyouseis_hisetsu/index.html

がって、どこの行政に福祉を担ってもらえばいいのかということは非常に大きな問題となる。また、1章において述べたように、罪を犯したとしても不起訴や執行猶予等で刑務所までたどり着くこともできずに地域に残る人が9割以上も存在することも明らかである。

3. 2 入口における支援

そのような状況を受けて、犯罪を起こさない環境づくりに向けて、刑事司法全体が単なる厳罰ではなく再犯防止につながる社会復帰支援、刑務所という「出口」から「入口」の検察へと目を向け始めた。²¹

平成25（2013）年4月1日、不起訴処分などとなった人の社会復帰支援にあたる部署、「社会復帰支援室」を東京地方検察庁が設けた。そして検察庁に福祉職として初めて、社会福祉士の松友了氏²²が採用された。松友氏は被告らの家庭環境や健康状態などを福祉職としての見地から見極め、今後どのような施設に入所するのがふさわしいかなどを検事らに助言している。これまでは福祉の専門家ではないために知識もあまり十分でないまま行わざるをえなかった検事たちも、その福祉の専門家による助言を受けて、起訴するか否か、また起訴した場合も執行猶予付きの求刑をするかなどの判断に役立てることができるようになったという。そして、不起訴や執行猶予判決になった人のうち、支援の必要な人を更生保護など福祉の制度につなげ、その支援をモデル化するという役割も持っている。実際に、松友氏のところには多いときには1日に8件を超える検事からの相談があり、起訴について考えるにあたって、またその後の支援へと着実に繋がっている。まだ始まったばかりであるということもあり試行錯誤の状況であること、また家族や福祉の支援者等がついているならまだ支援にもつなげやすいが、身寄りが全くもない人に対する支援はやはり非常に大変だということ、さらに勾留期間中の短期間にすべての福祉の手当を整えるのは難しいなどといった課題もある。しかし、そのような時間的制約はあっても、地域がまだかろうじてくっついているという大きな利点が入口支援にはある。その人が住みなれた、暮らした地域をなくしてしまう前に支援することは非常に大事なことになる。もちろん、これまでも受け皿となる福祉施設でその重要性は認識されていたものの支援体制づくりの難しさや入所待機者の多さなど、現実の壁が立ちはだかっている。今後より、福祉事務所などの強い結びつきやそれぞれの地域の社会資源を活かしたうえで、そのコミュニティにおける道筋のついた施設やサービスの創出が必要となるであろう。

以上、この章で述べてきたように、従来の出口における支援はいわば準備万端な福祉のプロたちによる支援なら、新しく行われる入口における支援は地域のつながりが残ってい

²¹ 本項は、2013年5月18日、社会福祉士事務所 早稲田すばいくにおいての松友了氏への聞き取りやその後のメールを元にまとめた。

²² 松友了：社会福祉士／保護司／民生・児童委員。公益社団法人東京社会福祉士会理事／司法福祉副委員長。関西福祉大学客員教授、早稲田大学非常勤講師。一般社団法人社会支援ネット早稲田すばいく理事。2013年1月より東京地方検察庁・社会福祉アドバイザー。他、さまざまな理事・委員を歴任し、障害者や犯罪者をはじめとした人々の支援を行われている。

中での地域における人々の手による支援といった役割を担うことが期待されている。司法と福祉は連携に向けて動き始めている。罪を犯す高齢者の増加によって、従来の「裁く司法」が変わり始めているのである。今後より、福祉の手が入ることによって、「救う司法」「支える司法」に向けての転換が求められる。

4. 再犯防止には何が必要か

4. 1 高齢者を犯罪者にさせないために

では、これまで見てきたように、高齢者を犯罪者にさせないための支援、再犯を防ぐためには何が必要だろうか。その解決に向けては、広く3つの視野を持ち、考えていく必要性があると考えられる。一つ目は「個人」に対する眼差し、次に「社会における政策、対策」についての眼差し、最後に「社会構造や社会意識」に対する眼差しである。

4. 1. 1 個人に対する眼差し

まず、ミクロな個人に関しての視野である。これは高齢者自身、当事者に対する眼差しである。罪を犯したとき、また出所してからの住居や仕事をはじめとした生活環境等の受け皿がきちんと固まっていない限り、犯罪は減少しない。若年層においては教育や資格、就職の存在が非常に大きく、それは生活や更生、生きがいにもつながっていく。しかし、職につなげることが困難、つまりその分自立支援が困難となる高齢者の場合はどうしたらよいのだろうか。高齢者は、やはり多くの人々が一つのみならず疾病や障害を抱え、またその症状の出方や進行の程度ももちろん違う。そのうえ、これまで何十年も生きてきた生活の歴史や背景は一人ひとり異なるものである。このように他年代についてももちろんそうではあるが、高齢者は特に「高齢者」というくくりで容易に類型化できないところにその難しさはある。そのなかで、まず解決にむけての一步としては、その人を孤立させないことが重要であろう。常に見守り寄り添ってくれる存在、相談できる存在がいることは安心に繋がる。また、その存在が犯罪への歯止めをかけることにも繋がるかもしれない。そして、誰かが自分ときちんと向き合ってくれていると感じることによって尊厳や自信、社会的役割の認識・獲得、そして生きがいの創出につながるのではないだろうか。また、そこには安心して暮らすことのできる場も必要となるであろう。もちろん、犯罪は悪いことであり、許されることではない。しかし、犯罪は決して個人のモラルの問題や自己責任によって引き起こされるものばかりではない。さまざまな要因が積もり積もって、始めはほんの出来心で罪を犯してしまった、そしてそれは一度ではなかったかもしれない。しかし、そこには一つひとつの背景があり、そうさせる社会がある。社会はそうなる前に手を貸すことができているだろうか。もっと早く介入していれば犯罪にいたらないようできる人も多かったのではないだろうか。平成24（2012）年末、出所者支援を目的に設立されたヒューマンハーバーの副島勲社長は、「反省は一人でもできるけど、更生は一人ではできない」と言っている。やはり人は一人で立つことはなかなか難しく、いつでも誰かに支え

られながら生きているものである。経済的困窮や社会的孤立を自己責任・個人の問題に還元し、社会的に排除し孤立させることで問題解決を図ろうとしてはならない。

4. 1. 2 社会政策に対する眼差し

次に、メゾな社会政策に関する問題である。多くの高齢犯罪者が生まれる背景には、社会に福祉に見放された、そもそもセーフティネットに引っかけられずその手が届かなかったことによって、貧困や孤立から犯罪に至る場合が多い。したがって、根本的な解決を目指すのであれば、やはり国の改革は必要不可欠となるであろう。しかし、これまでの長きに渡って刑務所の中に福祉の手が届いていなかったなかで、もはや国や司法だけで支えることは限界であるともいえるのも事実である。したがって、司法や刑務所だけの問題ではなく、福祉全体の問題として、官民協働で取り組んでいくべき問題なのではないだろうか。すでに官民協働で運営が行われている PFI 刑務所²³での数々の取り組みを見てみると、国の刑務所においても福祉の民間企業の参入、民間の手法も取り入れられるのではないだろうかと考える。PFI 刑務所である、島根あさひ社会復帰促進センターや喜連川社会復帰センターなどでは、「特化ユニット」として、身体や知的・精神的に障害者をもつ受刑者に対しては、作業療法や理学療法の実施、集団精神療法をはじめとしたさまざまなプログラムを受刑者の特性に応じて実施している。民間企業にもこれまで培ったノウハウがある。これまでの PFI 刑務所での実績を参考に、国営の刑務所でもやはり高齢者、障害者に特化し、より個別的で柔軟なケアが必要なのではないだろうか。官民各々のノウハウを活かし、新しいプログラムを作成していくことが重要である。また平成 21（2009）年度から、刑務所に徐々に社会福祉士や精神保健福祉士が入っている。今後は、介護福祉士をはじめ理学療法士や作業療法士といった、より多種多様な福祉職の参入も必要なのではないかと考える。刑務所内で適切なカウンセリングやリハビリを行ない、ADL²⁴の低下を防ぎ、残存機能の向上を行うことなどによって、「自律・自立」を助け、立ち直りやその後の生活を自立して過ごしていくこと、ひいては再犯防止にもつながるのではないだろうか。司法と福祉はより強く手を取り合う必要がある。

4. 1. 3 社会構造に対する眼差し

最後に、マクロな社会構造に関する問題である。日本においては基本的に「仇討ち文化」という構造があり、平成 25（2013）年度流行語大賞にもなった「倍返し」をはじめとした、やられたらやり返すという意識が社会に根付いている。昨今メディアにおいても、被害者感情への配慮による、刑の厳罰化もよく取り沙汰されている。しかし、刑罰を課して服役して全てが終わるわけではない。その人は、更生に向けてのプロセスを踏み、やが

²³ PFI（Private Finance Initiative）刑務所：公共施設等の建設や維持管理、運営などを民間の資金や経営能力および技術的能力を活用して行う新しい手法である PFI を用いた刑務所。「社会復帰促進センター」と名付けられ、「官民協働」「地域との共生」「人材の再生」を基本方針とし、受刑者の更生と再犯防止を目的として、各々受刑者個人にあった矯正教育の実施を、民間とともに知恵を結集して展開（『新しい刑務所のかたち』 p.23）

²⁴ ADL（Activities of Daily Living）：日常生活動作と訳される。食事・排泄をはじめとした日常の生活を営む上で行う行為、動作のこと。

て出所して社会に復帰するのである。一度罪を犯した人に対して「犯罪者」とレッテルを貼り、自分とは違うものだと冷たく厳しい目を向ける社会ということは、つまり社会復帰がしづらい、セカンドチャンスを得ることが難しい社会である。結果、社会に居場所がなく、刑務所へと戻っていく。そのことを打開するにはまず多くの人が、さまざまな事情を抱える高齢犯罪者・累犯高齢者がいることについて、高い塀の向こうの刑務所という場所、そこに至るまでの背景などをはじめとした犯罪に関する事実を知ることによって、少しずつでも意識を変えていくことであろう。これは4章1節2項での「個人への眼差し」と通じており、個人個人の意識を変えていくことによって、ひいては社会構造そのものの変革が求められる。人や地域のつながりが非常に希薄な現代ではあるが、孤立・孤独から犯罪に至る人もいるというなかで人と人、人と地域のつながりは高齢者犯罪の減少にも非常に重要となる。そのような人の存在によって、受け入れる地域に少しでも理解者が増え、支える人が増えることで、その人を孤立させない地域、犯罪者を包み込む社会、やがて「社会参加・社会包摂」の機会も求められる。犯罪者はモンスターではない。誰だって、ジャン・バルジャンになりうるのである。ただ罪を犯したという部分だけを切り取るのではなく、そうさせた・せざるをえなかったという社会の構造の根っこを見ることが重要である。

以上、4章で述べてきたように、たとえ、罪を犯したとしてもその人が生きる権利やその力までは奪われてはならない。立ち直るためには、また社会で生き続けるためには、あらゆる人の力は必要となり、そのためには歩み寄るための理解、手を差し伸べることが必要である。万引きは暗数の多い犯罪と言われる。ひそかにサインを出しているにも関わらず、気づかれることのない人もまだ潜在的に存在しているであろう。もはや、日本は「人生80年、90年社会」へと入りつつある。その長き尊き人生の最後の肩書きを「犯罪者」にさせないための社会づくりが急がれる。

おわりに

本論では、高齢者による犯罪、その累犯率の高さや支援に関する問題について述べてきた。まず1章では犯罪白書や高齢社会白書などのデータを用い、減少を続ける他年代層の犯罪に対し、増加の一途をたどる高齢者の犯罪、特に万引きをはじめとした窃盗が多くを占めるという犯罪傾向について、またそのような高齢犯罪者が増加する要因について、母数の増加や社会的要因、身体的要因があると述べた。次に2章では、刑務所という施設の概要・実状や刑務所内にも高齢化の波が押し寄せているということや、そもそも刑務所に至ることのない高齢者の存在、また刑務所に至り、出所したとしても戻ってしまう再入高齢者が多く存在することについて記述した。また3章では、「罪を犯した人を福祉に繋げるためには」と題し、現在行われている、刑務所の出口における支援や刑務所に至る前の入口における支援について記述した。最後に4章では、高齢者を犯罪者にさせないために何ができるのか、「個人に対する眼差し」「社会政策に対する眼差し」「社会構造に対する眼差し」と3つの眼差しの必要性を考えた。

第1章から3章では、各白書などのデータを用いて分析し、自分の知識・理解力不足を

感じつつも、形になる限りでまとめた。2章、3章においては各々もっと深く展開する予定だったが、本論文でまとめきるには範囲が広すぎたと感じている。4章についても、「高齢者の再犯を防ぐには」という大きなテーマを掲げつつも、既存の提言をなぞる結果となってしまった。また、平成19（2007）年から全国に建設され始めたPFI刑務所での取り組みやその有用性等についてもより深く取り入れようと思ったが、あまり触れることができなかった。また、そもそもの研究目的であった「犯罪の連鎖をどうやったら断ち切ったらよいか」「ソーシャルワークはどのように介入していくことができるのか」という問いに対しては核心までほとんど迫ることができなかったということを含め、今後の残された課題としたい。

しかし、得たものもある。調べていく過程において、昨年度の講義を受講し、このようなテーマに関心は持ったものの、これまでは「犯罪」「刑務所」と聞いても自分には全く関係のない世界であると感じ、目を背けて生きてきたように感じた。犯罪の概要やその背景はもちろん、刑務所の中について、その前後の支援に関してもこれまで詳しく知ることはなかった。自分や周りの人がいつ被害者または加害者になる可能性を秘めているにもかかわらず、それは私から遠い場所にあった。4章1節で述べたような理解が自分自身まったく出来ていないことを痛感することとなった。高齢者に関する問題は山積している。日本はこれから更にどの国も経験したことのない未曾有の高齢社会を突き進んでいく。現状の制度や政策にも次々と綻びが生まれ、その補完の為にまた新たな取り組みも次々と誕生していくであろう。誰だって歳をとり、誰しものがいずれは直面する問題である。今後はさらに日々、アンテナを広く強く張り、高齢者問題、特に高齢者の犯罪や更生保護についての学びを自分自身に引きつけて、目を背けずに考えていきたい。

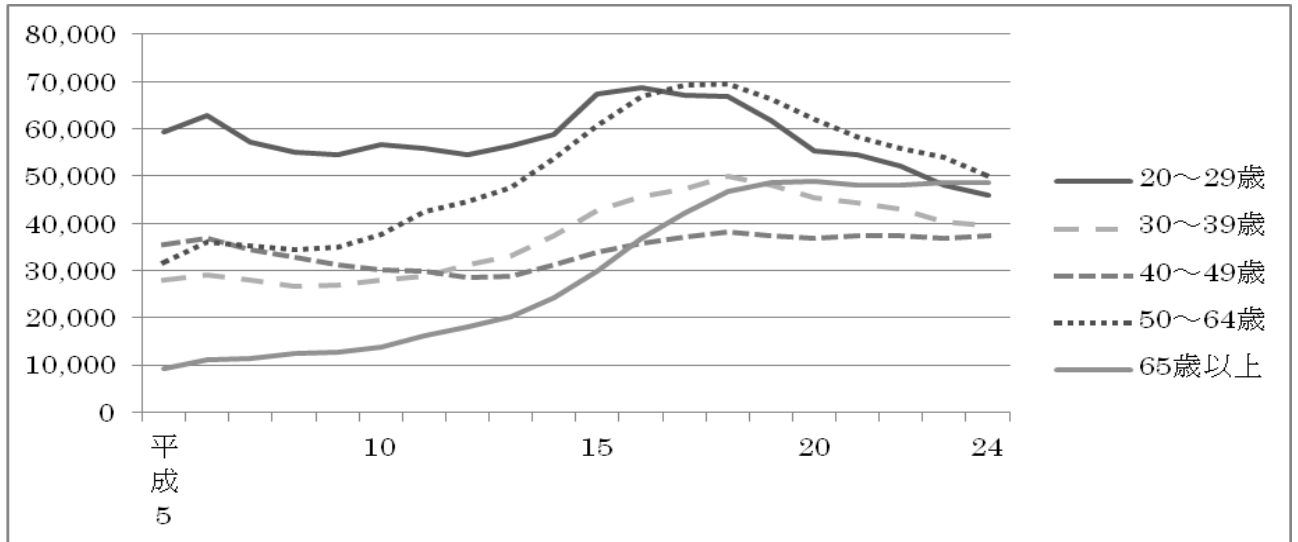
法務省は平成26（2014）年度予算について、再犯防止対策に約108億円を計上し、高齢や障害のある受刑者の施設内における矯正処遇を充実強化するとしている。今後さらに入口、中、出口における支援が三位一体となって展開されることを期待する。

参考・引用文献

- 大阪弁護士会, 2011, 『貧困の実態とこれからの日本社会 子ども・女性・犯罪・障害者、そして人権』明石書店.
- 加藤幸雄, 前田忠弘監修, 藤原正範, 古川隆司編, 2013, 『司法福祉—罪を犯した人への支援の理論と実践』法律文化社.
- 桑山亜也編, 2011, 『罪を犯した知的障がいのある人の弁護と支援 司法と福祉の協働実践』現代人文社.
- 吉永信人, 2008, 「高齢社会と犯罪」. 小谷朋弘, 江頭大蔵編著『高齢社会を生きる』成文堂.
- 小長井賀典, 2013, 『犯罪者の再統合とコミュニティ—司法福祉の視点から犯罪を考える』成文堂.
- 斎藤充功, 2010, 『ルポ 出所者の現実』平凡社新書.
- 外山ひとみ, 2010, 『ニッポンの刑務所』講談社現代新書.
- 長崎新聞社「累犯障害者問題取材班」, 2012, 『居場所を探して—累犯障害者たち』
- 西田博, 2012, 『新しい刑務所—未来を切り開く PFI 刑務所の挑戦』株式会社小学館集英社プロダクション
- 日本犯罪社会学会編, 2009, 『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』現代人文社
- 日本弁護士連合会 刑事拘禁制度改革実現本部, 2011, 『刑務所のいま—受刑者の処遇と更生』法務省法務総合研究所, 『犯罪白書』
- 松本勝編, 2012, 『更生保護入門[第3版]』成文堂.
- 山本讓司, 2009, 『累犯障害者』新潮文庫.
- 渡辺信英, 2011, 『更生保護制度』南窓社.
- 警察庁, 『平成24年の犯罪』
- <http://www.npa.go.jp/toukei/seianki/h24hanzaizyousei.pdf>
- 法務省, 『平成25年版犯罪白書』
- <http://www.moj.go.jp/content/000115818.pdf>

図表

表 1 - 1 一般刑法犯 検挙人員の推移（年齢層別）（平成 5 年～ 2 4 年）

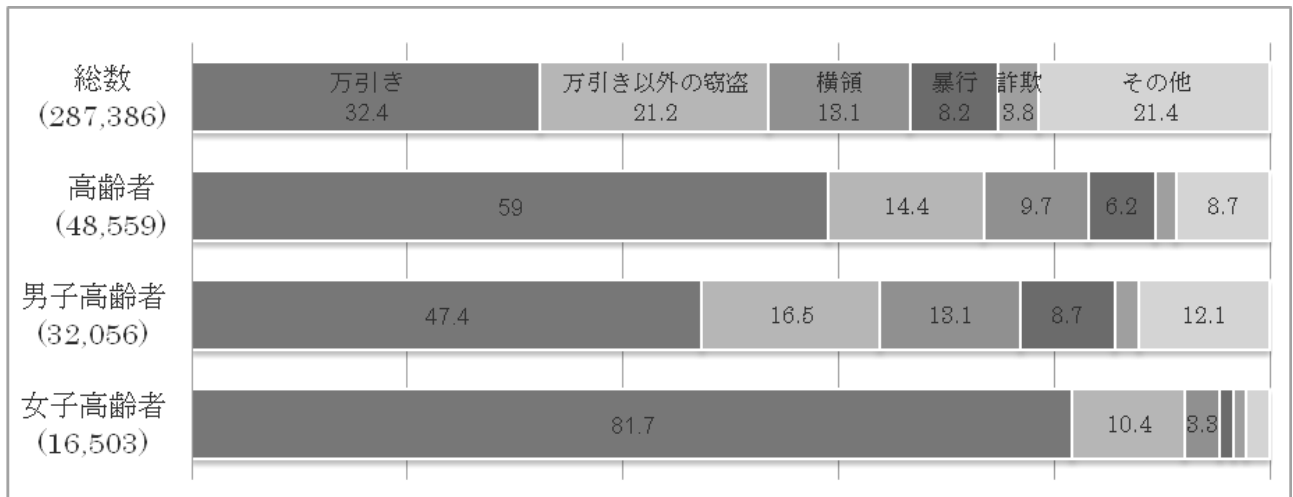


※ 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。

2 犯行時の年齢による。

法務省：「平成 2 5 年版犯罪白書」

表 1 - 2 一般刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（男女別）（平成 2 4 年）



※ 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。

2 犯行時の年齢による。

3 「横領」は、遺失物等横領を含む。

4 () 内は、実人員である。

法務省：「平成 2 5 年版犯罪白書」